



# 名古屋いのちの電話

1993年度 事業報告



写真 文 珠 幹 夫

いのち  
生命は

吉野の  
弘

生命は

自分自信だけでは完結できないように  
つくられているらしい

花も

めしべとおしべが揃っているだけでは  
不十分で

虫や風が訪れて

めしべとおしべを仲立ちする

生命はすべて

その中に欠如を抱き

それを他者から満たしてもらおうのだ

私は今日、

どこかの花のための

虻だったかもしれない

そして明日は

誰かが

私という花のために

虻であるかもしれない

(「新選吉野弘詩集」による)



## 急性病と慢性病

笠原 嘉

ご承知のように、全くなくなったわけではないが、急性の経過をとる病気が今日大幅に減った。一昔まえの子供の疫癘（えきり）の足の早さなどは、親にとっても医師にとっても、ほんとに脅威だった。ありがたいことだと思う。

そのかわり、慢性の経過をとる病気はうんと増えた。成人病といわれる糖尿病、高血圧症、高脂血症は典型的な慢性病である。最近では学童期の子供にすら、高脂血症が心配されているという。恵まれた食文化のせいだろうか。二つよいことはない。

そういう事情に歩調をあわせて、医療や看護も今日その重心を急性期医学から少しずつ慢性期医学へと移しつつある。一瞬を争っての、テキパキした、あざやかな救命処置。その大事さはもちろん今日も変わらないが、それだけではなく、長い闘病生活にともすれば挫折しそうな病人を支え励ますこともまた、同じくらいに大切な治療であることに誰もが気づきつつある。悪性腫瘍の人に残された、いくばくかの時間を、その人にとっていかに意味あるものにするか。こういうテーマが医療のなかに登場したこと一つとっても、時代の変化と進歩を思わないではいられない。

心の悩みは、軽重はあるが、どれも本質的には慢性的で、一瞬を争っての急性の処置になじまない。だから、慢性期医学の領分に今日少し日がさしてきたことは、心の問題を専門とするわれわれにはうれしいことだ。ときには、一本の注射が強い不安や自殺観念を比較的短時間に鎮静させることも今日では可能だが、その場合でもその後、その人の疲れた心をいやし、不安に対抗できるだけの力を回復するのを手助けする治療が要る。一般的には、心の問題には、たとえそれが軽くとも、ゆっくりと時間をかけての処置が原則である。心のわだかまりを小さくするのは、時間の仕事である。

この仕事には、急性病の専門家のようなカッコ好きはないが、性急にものごとを処理するより、いろいろな条件を考慮しながら、ことをゆっくり

進めるのが得意な人に向いている。外科医のなかにも意外にそういう人がたくさんいる。

急性期・慢性期という対比を使えば、いのちの電話の相談場面はどうなるか。

病気と比較するとは失礼な、といわれそうだが、敢えていえば、重くはないが、すっきりしない慢性状態のなかにおいて、電話をかけること以上の現実行動のおこせない人なのではないか。無言電話は論外として、息せき切って今すぐどうかしろ、という急性病的相談は元来電話カウンセリングになじまない。

しかし、私の思うには、電話相談の独特の難しさは、ごくごく短い時間の間に、こうした慢性的な悩みのなかにいる無名の相手に、いってみれば擦れ違いざまに、急性病の治療になぞらえることができるような、多少とも切れ味のあるインパクトを与えなければならない、という点にあるか。ふつうのカウンセリングの場合のように、相手と時間をともにしながらゆっくり待つ、というわけにはいかない。

だからといって、すぐに相手に役立つ何かを指示しなければ、と考えると逆効果になりがちなことは読者が先刻ご承知のとおりだ。決して急性病の処置のようなテキパキを自分に課さぬ方がよい。

できることなら、後からゆっくりと効き目を発揮するようなサインを一つか、せいぜい二つ、まるで地雷のように敷設しておく。あるいは、ボクシングでいうボディ・ブローをちょっとばかり決めておく。顔面ではなく軀幹を打つパンチなので、それほど相手には痛くない。そしてすぐには効かない。地雷もボディ・ブローも多すぎではまずい。いつとなく効いて、その人に自分でも知らぬ間に新しい行動を可能にさせる、というのが理想だから。

人間を変えることができるのは時間と、そして、昔の偉い外科医がいったように、神様なのである。

（保健衛生大学精神科教授・本会理事）

「いのちの電話」の相談は、とくに若い人々の深い悩みをうけて、その人々の生きる勇気を再びよみがえらせる、大切で責任の重い仕事だと思います。私は、ここ数年、養成講座の中の講義の1つとして、「人権問題」を担当しているわけですが、いつも、受講者の皆さんが熱心に聴いて下さり、講義担当のやり甲斐を感じています。その際、私は、とくに最近、「人権問題」の理論的な事柄とともに、身近な、具体的な事件や訴訟を紹介することに留意しています。それも、できるだけ、私自身が裁判所への鑑定書や新聞社のコメントを求められたりして深く関心をもったものを扱いたいと思っています。そうした生きた素材を提供し、具体的に人権問題を考えるよすがとし、ひいては相談活動に生かして下されば、と考えるわけです。ここでは、そうした具体的問題のひとつとして、「エホバの証人」剣道拒否訴訟を取り上げておきましょう。

それは、神戸の裁判なのですが、今も審理中（大阪高裁）です。私は、「人権問題」という場合、その普遍的な性格を重視したい、とつねに思っています。つまり、ある人が自分の人権を主張しているとき、多くの場合、それは、その人だけの利害にかかわるものではなく、拡がりのあるものだということです。この事件も、典型的にそのことを示していると思います。

「エホバの証人」に属する、公立の工業高等専門学校の学生たちが、体育授業で必修とされている剣道実技を、その信仰のゆえに拒否した。そのために必要単位がとれず、原級留置（留年）となり、さらに退学処分をうけた、という事件です。信仰上、剣をもつことが絶対にできないという学生たちは、剣道に代る体育種目の履習を望んだわけですが、学校はこれを許しませんでした。学生たちは、格闘技以外ならどのような体育種目が課されてもかまわない、評点も進級で

きる最低点でよい、そして、そのような要望は憲法20条の信教の自由によって保障されているはずだ、と論じています。学校側は、学生たちはこの高専では剣道実技が必修であることを知って入学しているのだから従うのが当然だ、これら学生に代替措置を認めると公立学校が特定宗教の学生を有利に扱ったことになって「政教分離」原則に違反する、と主張しました。

第1審（大阪地裁）は、学校側の主張をほとん

どそのまま認め、学生たちの敗訴となったのですが、体育の種目として剣道実技をどうしても必修にしなければならない理由はないように思われます。剣道は、今では純然たるスポーツだともいわれますが、同時に、戦前の軍国主義と深く結びついていた事実もあります。他の種目を履修することによっても体育の教育上の目的は達せられるはずですから、武器絶対拒否の信仰をもつ学生にまで、剣道履習を強制することはできないのではないのでしょうか。剣道必修を承知で入学したといっても、剣道必修自体が合理的なものかどうか別途に問われるべきでしょう。そして、学校がこれら学生の信仰の自由の保障のためにこの程度の配慮をすることは、政教分離原則に反するものとは考えられません。

私は、「エホバの証人」と全くかわりありませんし、輸血拒否の行為などにはむしろ疑問をもつものですが、

ここで取り上げた裁判については、やはり、この学生たちの自由が保障されるべきであると考えます。これは、ひとり「エホバの証人」の問題だけでなく、宗教的少数者、ひいては様々なマイノリティーの自由の保障の問題だと思うのです。

「人権問題」のもつ普遍性にかんして、ここでは1事例を挙げました。ご参考になれば幸いです。

（南山大学教授・訓練スタッフ）

## 最近の人権問題から

「エホバの証人」剣道拒否訴訟のこと

小林 武



# 1993年度 事業報告

名古屋いのちの電話の電話相談活動に、ご理解とご支援を賜ります賛助会員賛助法人並びに寄付者の皆さまに、心よりの感謝を申し上げますとともに、休みなく奉仕を続けて下さいます相談員の方々にあらためて敬意と感謝を申し上げ、1993年度の事業報告を記させていただきます。

## 1993年度の主な集会

理事会	3回	10周年記念事業企画委員会	2回
評議員会	3回	総務・10周年記念事業企画合同委員会	9回
三委員長会	2回	フリーマーケット	1回
総務委員会	2回	愛知電話相談ネットワーク	5回
財務委員会	6回	フォーラム	1回
訓練委員会	11回		

## 理事会報告

1993年度は、開局以来第8年目の年となりました。2年後に10周年を控えて、フリーマーケット開催等の記念事業の企画が動きはじめるとともに、この機会に開局以来の念願である24時間相談体制の実現の願望が機会ある毎に語られ、前進への大きな盛り上がりが次年度に引き継がれることになりました。

9月に開講した第8期相談員養成講座を一年余にわたり実施するかたわら、相談員の継続研修、スーパービジョンを年間を通して実施することが出来ました。相談員の研修向上こそが、いのちの電話充実の基盤であることを思うにつけ、ボランティア相談員諸氏の熱意と、訓練指導に奉仕頂きます講師の方々のご尽力に深い敬意と感謝を表わす次第であります。

電話相談の総受信件数は年間13,863件、開局以来の総受信件数は、111,749件に達しました。

又賛助会員は、本年度も55名の新入会員を与えられ、また法人賛助として、110社より543万円にのぼる賛助寄付のご支援を頂くことが出来ました。深刻な不況が気づかれる経済環境の中にありつつも、年々かわらぬ資金上の支援をお寄せ頂きます各法人、団体に厚く御礼を申し上げます。10周年を迎えます機会に、個人、法人を問わずいのちの電話への協力支援の輪が更に拡大されることを願いつつ報告させていただきます。

一昨年来、名古屋いのちの電話の提唱により生まれました愛知電話相談ネットワークは、その後も着実な歩み続け、この年度が安田生命財団より奨励金を頂いて東海三県下の電話相談実態調査を実施することが出来ました。今後の活用が期待されます。

開局以来、訓練指導スタッフの中心としてご奉仕頂きました中堀仁四郎訓練委員長が3月期を以て南山短期大学を退任され、東京に転居されました。長い年月のご奉仕、ご指導に心より御礼申し上げます。

## 社会福祉法人愛知いのちの電話協会

理事長	相馬 信夫								
理事	豊田 壽子、笠原 嘉、西沢 信正、水谷 巍、長岡 利貞、木本 精之助、								
監事	内河 恵一、小山 勇								
評議員	笠原 嘉、川原 恵、木本 精之助、相馬 信夫、豊田 壽子、西沢 信正、長岡 利貞、向田 正俊、鈴木 郁雄、高山 貞美、水谷 巍、渡辺 亘親、荒川 良子、金森 タイ								
常務理事	木本 精之助								

## 総務委員会

旧来の運営委員は定款どりの総務委員と名をかえ、相談員の代表、開設時のメンバー、外部団体の代表等で発足しました。

今年度は会員拡大や募金等の財務委員の事業に参加したほか、10周年の準備にもたずさわりました。例会は10周年準備委員と合同で行いました。10周年の記念事業として24時間体制の実現とか、記念式典と講演会の持ち方、統一テーマ等について話し合いが重ねられましたが、もう一本の大切な柱として財政確立が検討されました。そうした話し合いの中から、長井委員の発案でフリーマーケットが浮上しました。今迄内外で行っていた不用品バザーによく似ていますが、リサイクルという社会的な関心と要求に応えるという点で大きく性質を異にするもので、半信半疑の状態で準備を始めました。先ず会場がしですが、ふつうはスーパーマーケットの駐車場等で行われるが規模が限られています。いのちの電話に協力的な東別院に打診したところ、趣旨に賛同するからということで快諾を得、11月7日に決定しました。

宣伝の方法ですが、リサイクル情報の月刊誌があることも始めて知りましたが、ここへ広告を出したところ、100店もの申込みがあり、同好者常連も含め関心の高さにおどろかされました。中日新聞にのせて頂いたこともあり、労せずして宣伝の効果を上げることができましたといえます。前日数人で暗くなる迄かかって店の区割りをしました。当日は早朝から出店者がつめかけ、「良いものがあるよ」と近所の人々も口コミで集まってきました。3000人程の客があつまりました。協会では出店者の場所代を協力費という形で頂き、28万円の収益がありました。駐車場のことで混乱したものの大きな混乱もなく、ゴミもそれぞれが引き取ってゆくマナーの良さで無事に終えることができました。東別院の協力的な好意にあらためて感謝をする次第です。いのちの電話ののぼりを立てて、宣伝の効果もありましたので、'94年度も5月15日に行うことに致しました。

(総務委員長 水谷 巍)

## 訓練委員会報告

名古屋いのちの電話の訓練委員会は6名で構成されています。全員がボランティアとしてこの仕事に携わっています。現在実質的には6名が活動しています。訓練委員会のまず第1の仕事は、名古屋いのちの電話の相談員の養成であります。名古屋いのちの電話の相談員は決して専門のカウンセラーではありません。しかし、電話相談という仕事は人のいのちと尊厳にかかわるものであり、それに携わる者はたとえボランティアであっても相当の専門性を要求されるものです。いのちの電話の相談員として活動を続けていく為には相談技術と人間性を尊重しようという精神性において自らを鍛えるという事が必要になるわけです。訓練委員会はこの様な要請に応え、一年間にわたって毎週約3時間の養成訓練のプログラムを立案し、その実施に当たっています。1993年度は24名の方が訓練に参加され、1994年4月現在23名の方が名古屋いのちの電話相談員養成講座第1課程を終了されました。このために、参加者自身はもとより、それを支えられた家族の方々の御苦労があったと思います。また講座、トレーニングのために、延べ34名の、名古屋地域に住んでおられる、法律、心理臨床、人間関係の各界の専門職の方々のご協力があったことを感謝しています。

訓練委員会の仕事には、相談員の一人一人が、相談員としての資質を維持し、さらに向上されるために、毎年一度の相談技術の専門家に依るスーパービジョンを受けられるように、アレンジを行なっています。このため名古屋近辺の33名の専門のカウンセラーがご協力くださっています。

同じ目的で、「継続訓練」が行なわれています。相談員は必ずいずれかの継続訓練グループ(10名前後)に入って、一年間を通して毎月一回の学びの機会をもつことにしています。これは相談員のボランティアグループの「継続訓練を考える会」メンバーによってアレンジされていますが、実施については訓練委員会が相談にのっています。昨年度は次の様なテーマが取上げられました。継続訓練の内容：  
・ いこいの広場・ゲシュタルト療法を体験する・教え、学び、生きる・自分への気づきを深める・・・「非行」を観る・イメージによるこころの世界の仕事・TAを学んで自己理解を深める・電話相談の実際・マイクロカウンセリングいのちの電話とは・カウンセリングの基礎・人間、行為、愛を考える・社会福祉のあらましとその活用法について考える・家族の絆とは・困っていること、疑問に感じている事を話。  
これら継続訓練の講師、指導者としても多くの専門家の方々の協力をえています。

訓練委員会では毎月一回の定例委員会をもっていますが、その他今年度は養成講座参加希望者の面接、緊急連絡員研修、スーパーバイザーの会、登録更新のための研修会、相談員認定のための委員会等も行いました。

(訓練委員長 中堀仁四郎)

## 財務委員会報告

1993年度の収支をご報告申し上げます。昨年度のわが国経済は、バブル経済の後遺症が改善するに至らず、企業業績は大企業中心に多数が減収減益に追い込まれ、特に愛知県の産業は、自動車、工作機のウエイトが高いところから景気の後退が目立ち、この為に個人生活にも大きく影響が出て参りました。

このように不況が長びくことから、当法人の事業収入も年度予算にも大きく響くこととなり、予算に対しては72%に減り、前年度に対しても77%の達成にとどまり1,499万円となりました。

このため運営経費については、極力抑えることに努めまして、1,385万円に抑え、事業収支では1,135,463円の黒字の計上となりました。

善意の皆様方のご支援により、この不況下で何とか運営が続けられたことと思っており、また事務局関係者のご努力に対しても感謝申し上げます。

基本財産については、受入利息が164万円と前期より35万44円増加し、基金への繰り入れ分を含めて基

### 1993年度収支計算書

借 方 (支出の部)		貸 方 (収入の部)	
科 目	1993年度決算額	科 目	1993年度決算額
事業費支出		事業収入	
701 教育・訓練費	2,323,231	501 助成金	550,000
702 広報費	424,584	502 共同募金配分金	500,000
703 調査・研究費	36,000	511 会費(法人)	5,430,000
704 渉外費	13,350	512 会費(個人)	30,000
705 特別事業費	60,350	513 賛助会費(A)	1,815,000
711 職員給与	5,040,000	514 賛助会費(B)	900,000
712 賞与	1,470,000	515 賛助会費(C)	606,000
721 賃金	0	516 協力会費	0
722 退職金	0	517 相談員の会費	153,000
723 法定福利費	111,615	521 寄付金(個人)	1,054,550
724 福利厚生費	2,200	522 寄付金(団体)	1,154,168
725 退職引当金	0	523 年末募金	1,536,580
731 旅費・交通費	772,780	531 後援会(個人)	0
732 通信費	355,201	532 後援会(団体)	0
733 電話料	211,959	541 特別事業収入	366,770
734 印刷費	423,526	551 講座受講料	897,200
735 事務用品費	42,072	581 基金募金収入	0
736 会議費	4,779	事業外収入	
737 郵便振替負担料	45,170	911 繰入金	0
738 支払手数料	8,160	912 引当金戻入	0
741 連盟負担金	290,000	913 設備資金借入収入	0
742 諸会費	15,000	914 積立金戻入	0
743 共益費	720,000	921 受取利息	1,647,330
744 水道光熱費	480,000	922 雑収入	70,799
745 消耗品費	784,335		
746 備品費	0		
747 宮籍費	51,700		
751 租税公課	66,291		
752 拠出金	35,802		
761 保険料	0		
771 雑費	69,700		
事業外支出			
821 元利償還金	0		
822 支払利息	0		
831 繰入金支出	0		
841 雑支出	0		
851 固定資産取得額	0		
861 積立金繰入	0		
871 基金繰入	1,482,019		
小 計	15,339,824	小 計	16,711,397
前期繰越剰余金	3,363,845	前期繰越剰余金	3,363,845
当期剰余金	1,371,573		
合 計	20,075,242	合 計	20,075,242

助成金は中日新聞社会事業団・東海テレビ福祉文化事業団より

金は34,484,304円となりました。

94年度の予算としましては、関係者の意見をいただき検討を重ねました結果、経済情勢は下期より若干明るさを取り戻すこと、所得減税実施の個人家計への効果を期待して、賛助会費、寄付金の増収に努力をすることで、事業収入を2,048万円(利息等を除く)と致しました。

当法人の創立10周年記念事業計画が進められている関係から特別事業費として180万円を計上しました。共益費は11月よりの値上げを予想し増額を予算化致しました。その一方で、事務局の給与等につきましては、昇給、ベースアップは見送り、現行の給与に据置くことをお願いし、了承をいただきました。

かねてより検討して参りましたが、経理処理、募金、賛助会員の管理方式を改善を考え、社会福祉法人会計用ソフトウェアを購入し、今年度より切り替えることと致しております。

(財務委員長 向田正俊)

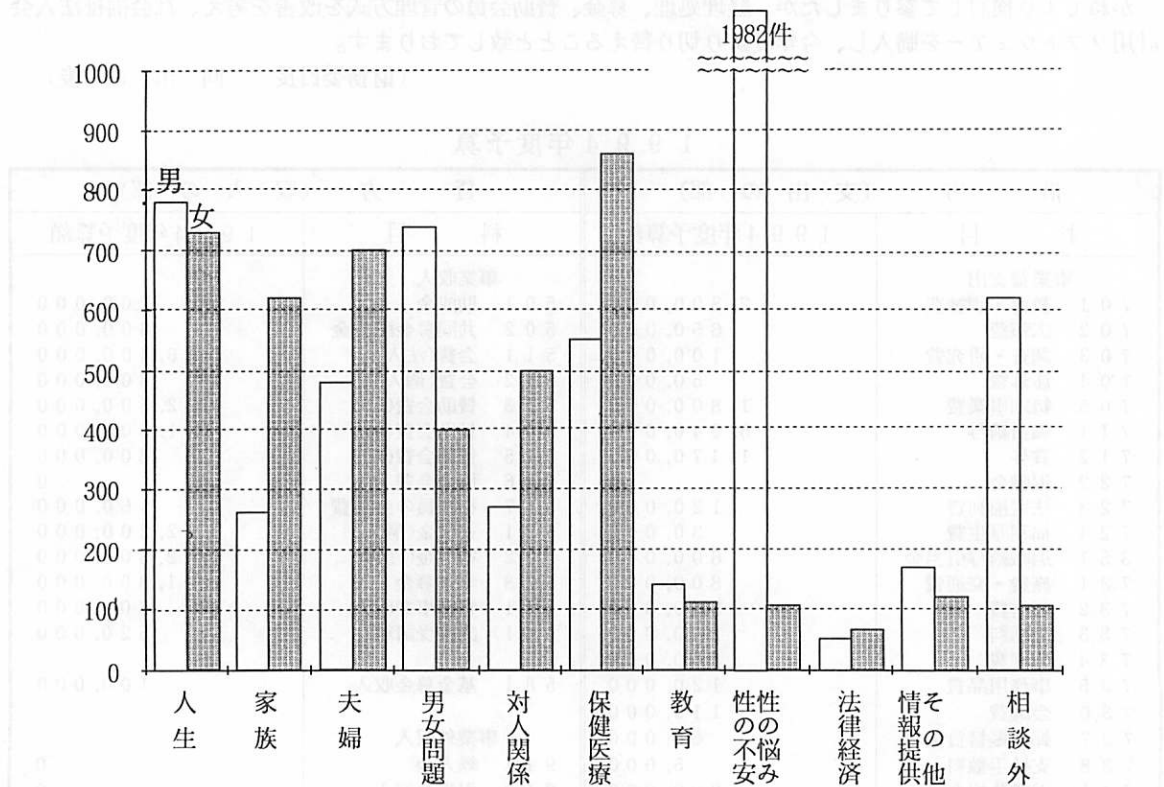
1994年度予算

借 方 (支出の部)		貸 方 (収入の部)	
科 目	1994年度予算額	科 目	1994年度予算額
事業費支出		事業収入	
701 教育・訓練費	2,800,000	501 助成金	700,000
702 広報費	650,000	502 共同募金配分金	600,000
703 調査・研究費	100,000	511 会費(法人)	6,400,000
704 渉外費	50,000	512 会費(個人)	800,000
705 特別事業費	1,800,000	513 賛助会費(A)	2,500,000
711 職員給与	5,040,000	514 賛助会費(B)	1,300,000
712 賞与	1,470,000	515 賛助会費(C)	800,000
722 退職金	0	516 協力会費	0
723 法定福利費	120,000	517 相談員の会費	160,000
724 福利厚生費	30,000	521 寄付金(個人)	2,200,000
351 退職給与引当金	600,000	522 寄付金(団体)	2,300,000
731 旅費・交通費	800,000	523 年末募金	1,300,000
732 通信費	950,000	541 特別事業収入	800,000
733 電話料	240,000	551 講座受講料	520,000
734 印刷費	500,000		
735 事務用品費	120,000	581 基金募金収入	100,000
736 会議費	115,000		
737 郵便振替負担料	60,000	事業外収入	
738 支払手数料	5,000	911 繰入金	0
741 退職負担金	290,000	912 引当金戻入	0
742 諸会費	20,000	914 積立金戻入	0
743 共益費	1,020,000	921 受取利息	1,400,000
744 水道光熱費	680,000	922 雑収入	170,000
745 消耗品費	100,000		
746 備品費	50,000		
747 宮籍費	100,000		
751 租税公課	70,000		
752 拠出金	100,000		
761 保険料	20,000		
771 雑費	150,000		
事業外支出			
851 固定資産取得額	0		
871 基金繰入	4,000,000		
小 計	22,050,000	小 計	22,050,000
438 当期剰余金 (翌年度繰越金)	0	437 前期繰越剰余金 (前年度繰越金)	0
合 計	22,050,000	合 計	22,050,000

# グラフで見る名古屋いのちの☎'93

## ●相談内容男女別の相談件数

(件数) □ 男性 6,069件 ■ 女性 4,306件 総件数 10,375件 1993.1~12



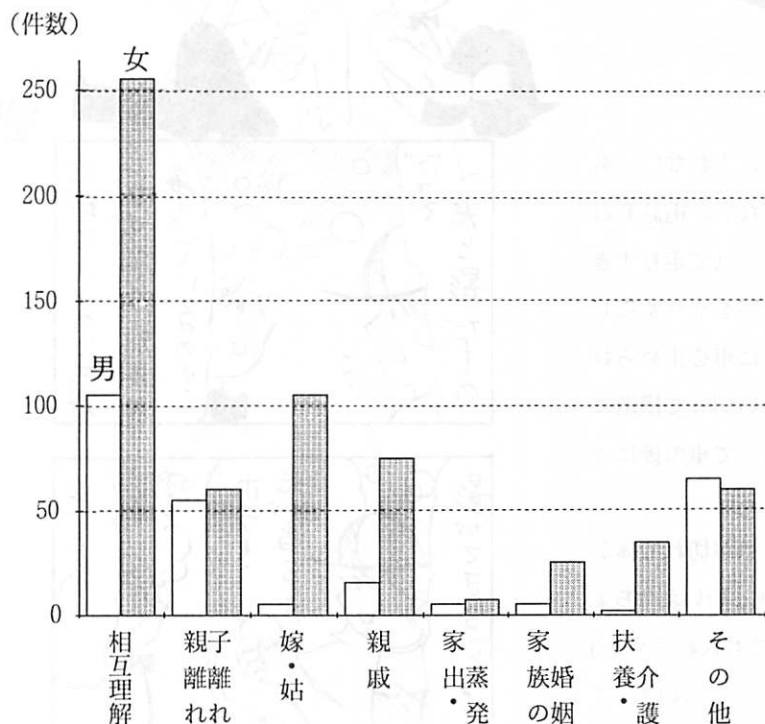
## 相談内容

男性の相談で最も多いのが性の不安や悩みで、その細かな内容は〔性の疑問・近親姦・不健全な性・性の病気の順〕で、男性全体の32%をしめています。次に人生問題〔生き方・職業・孤独・性格・自殺の順〕(13%)、男女問題〔恋愛・結婚・肉関係・ボーイフレンド・ガールフレンドの順〕(12%)、相談外〔からかい・いたずら・テレホンセックス・非難の順〕(10%)となっており、これらを合計すると67%になります。

女性の相談は保健・医療が最も多く、〔心の不安・神経症的訴え・精神の病気・身体の病気の順〕(20%)、次に人生問題〔生き方・孤独・性格の順〕(17%)、夫婦問題〔不満・不和・浮気・離婚・性生活の順〕(16%)、家族問題〔相互理解・嫁・姑・親戚・親離れ・子ばなれの順〕(15%)となっており、これらを合計すると68%となります。

# いのちの電話にみる 家族像

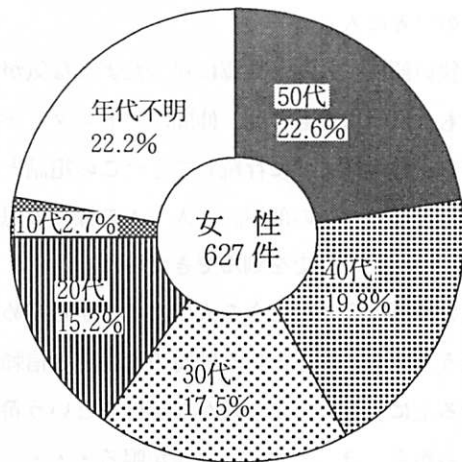
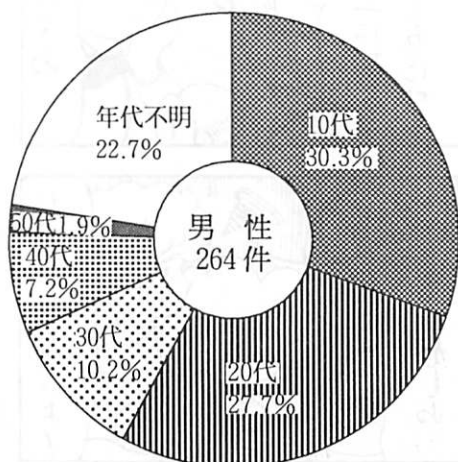
## ●家族問題の男女別相談件数

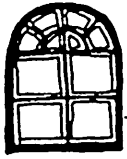


家族問題の中で、男性の相談内容が多いのは、家族の相互理解で、つぎに親離れ・子離れと続きます。また、これらの問題は10代～20代の利用者からの訴えが多くみられます。

女性では家族の相互理解が最も多く、女性全体の40%を占めています。つぎに嫁・姑、親戚と続きます。これらの訴えはおもに20代～50代の利用者に多くみられます。

## ●家族問題の年代別相談件数





# 窓

## 電話担当のある日

車は夕方のラッシュで思うように走れない。もう六時半を過ぎて間に合いそうにない。電話BOXを捜すが見つけても青信号に釣られて走りすぎてしまう。イライラしながら幾つかをやりすごして走りつづける。間に合わないのに車を止められないチグハグな自分に気付く。思い切って横道に入り電話を入れてようやく落ち着いて車の後について走る・・・

四階までを一気に駆け上がると息が切れて体が汗ばむ。「ごめん、遅くなって」「あ、いいえ今ちょうど終わったところです」「お茶でも入れようか」「ええ、いえそんな」「お茶でいい?」「はい、ではお願いします」お茶を飲みながら、ここへ来る途中に気付いたことを話す。相方も今の電話で気になったことを話す。

仕事の世界からチャンネルを切り換えて、今このときの世界に入る。

この狭い部屋に入ると故郷に帰ったような気がする。もう八年以上もの間、仲間がバトンタッチしながら一日も休まずに存続してきたこの電話とその舞台となったこの部屋。一人一人の様々の思いが、この部屋の歴史を刻んできたのだ。

電話の仲間は今このときを大切に作るから初めて出会う人でも、同志という独特の連帯感と信頼感がある上に、互いにより豊かな感性をという希望があるから、ほっとする。ベルが鳴る・・・

(K. S)





